

報告第7号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 3. 9. 14	愛西市山路 町東荒山 32 番地 1	愛西市山路町東荒山地内のごみ集積場 所に設置している折りたたみ式ネットが 強風により倒れ、停車中の乗用車に接触 し、相手方に物的損害を与えたもの	[REDACTED]	環境課 (所管)	106,260 円
	令和 3. 7. 12					
2	令和 3. 9. 22	弥富市鍋田 町八穂 399 番地 3	弥富市鍋田町八穂地内の相手方敷地内 で、市有自動車が進退するとき、安全確 認が不十分であったため、安全柵に接触 し、相手方に物的損害を与えたもの	[REDACTED]	税務課 ([REDACTED])	253,000 円
	令和 3. 7. 12					
3	令和 3. 10. 7	愛西市日置 町山の池 198 番地 2	愛西市日置町山の池地内の相手方敷地 内で、市有自動車が進退するとき、安全 確認が不十分であったため、ブロック塀 に接触し、相手方に物的損害を与えた もの	[REDACTED]	税務課 ([REDACTED])	46,861 円
	令和 3. 8. 10					